

仙台市交通局通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領

(平成 21 年 3 月 31 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成 22 年仙台市交通局規程第 1 号。以下「自動車運賃規程」という。）第 25 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 62 年仙台市交通局規程第 10 号。以下「高速鉄道運賃規程」という。）第 18 条第 1 項第 2 号口及びハに掲げる学校及び教育施設（以下「学校等」という。）に対する通学定期乗車券（以下「通学定期券」という。）の発行に係る仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定対象学校等)

第 2 条 自動車運賃規程第 25 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに高速鉄道運賃規程第 18 条第 1 項第 2 号口及びハに規定する管理者の認定を必要とする学校等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項に規定する高等学校の通信制の課程及び同条第 2 項に規定する通信制の課程のみを置く高等学校
- 二 法第 86 条に規定する大学の通信による教育を行う学部
- 三 法第 124 条に規定する専修学校
- 四 法第 134 条に規定する各種学校
- 五 前各号に掲げる学校等のほか、前各号に掲げる学校等に準じる教育施設であると認められるもの

(発行認定)

第 3 条 前条第 1 項各号に規定する学校等で管理者による認定（以下「発行認定」という。）を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を通学定期乗車券発行認定申請書（別記様式第 1 号）に添付して、管理者に提出しなければならない。

- 一 監督庁の認可を受けている場合は認可書の写し
- 二 学則又はこれに準ずるもの

(発行認定の基準)

第 4 条 発行認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 修業期間が連続して 12 月以上であること
- 二 1 年間の授業時間数が 700 時間以上であること

(発行認定の方法)

第 5 条 管理者は、第 3 条に規定する発行認定の申請があった場合は、前条に定める発行認定の基準に照らして当該申請の内容を審査し、発行認定の可否を決定するものとする。この場合において、申請した学校等が部科を設けている場合は、部科ごとに発行認定を行うものとする。

2 前項の規定による発行認定を行ったときは、管理者は、申請者に対し、通学定期券発行認定書（別記様式第 2 号）を交付する。

(発行認定の有効期間)

第6条 発行認定の有効期間は、当該認定の始めの日から3年間とする。ただし、初めて発行認定を受ける学校等の発行認定の有効期間は、当該認定の始めの日からその翌々年度の末日までとする。

2 前条第1項の規定により発行認定を受けたもの(以下「認定学校」という。)が、前項で規定する期間の終了後に、引き続き発行認定を受けようとする場合は、認定期間終了日の1月前までに、第3条に規定する発行認定の申請をしなければならない。

(追加発行認定の申請)

第7条 認定学校は、新たに当該認定学校に部科を設置した場合は、新たに設置された部科について、第3条に規定する申請の手続きを行わなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合は、第5条第1項及び第2項の規定により、発行認定を行うものとする。この場合において、新たに申請された部科に係る発行認定の有効期間は、前条の規定にかかわらず、当該発行認定の始めの日から、当該認定学校の他の部科に対しなされた発行認定の有効期間の末日までとする。

(申請内容の変更の届出)

第8条 認定学校は、休校若しくは廃校する場合又は当該認定学校の所在地、名称、代表者、面接授業施設、学則等申請内容に変更が生じた場合は、速やかに通学定期乗車券発行認定変更届(別記様式3号)によりその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の届出があった場合は、届出の内容を確認のうえ、届出者に対し、通学定期乗車券発行認定内容変更通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(発行認定の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、発行認定を取り消すことがある。

- 一 休校又は廃校の届出があったとき
- 二 定期券に関して不正があったとき
- 三 定期券発行認定通知書に記載する遵守事項に違反したとき
- 四 利用者がなくなったとき又は所在地の変更その他の事由により認定の必要がないと認められるにいたったとき

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

(既存要領の廃止)

2 仙台市交通局通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領(平成7年7月21日管理者決裁)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の実施日において、現に発行認定を受けている学校等については、この要領により認定されたものとみなす。

附 則 (平成22年4月1日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正の実施の日前に、仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成 22 年仙台市交通局規程第 1 号）第 25 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 62 年仙台市交通局第 10 号）第 18 条第 1 項第 2 号ロ及びハに掲げる学校に対する通学定期乗車券について仙台市交通事業管理者の認定を受けている学校等については、改正後の仙台市交通局通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領の規定により認定を受けたものとみなす。

附 則（平成 24 年 2 月 15 日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 24 年 2 月 15 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正の実施の日前に、仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成 22 年仙台市交通局規程第 1 号）第 25 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 62 年仙台市交通局規程第 10 号）第 18 条第 1 項第 2 号ロ及びハに掲げる学校等に対する通学定期乗車券について仙台市交通事業管理者の認定を受けている学校等については、平成 24 年 3 月 31 日までの期間、改正後の仙台市交通局通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領の規定により認定を受けたものとみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日改正）

この改正は、平成 25 年 3 月 18 日から実施する。

附 則（平成 31 年 2 月 13 日改正）

この改正は、平成 31 年 2 月 13 日から実施する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 26 日から実施する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日改正）

この改正は、令和 2 年 1 月 30 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日改正）

この改正は、令和 3 年 3 月 24 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日改正）

この改正は、令和 4 年 3 月 25 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日改正）

この改正は、令和 5 年 3 月 15 日から実施する。

年 月 日

通学定期乗車券発行認定申請書（新規・継続）

仙台市交通事業管理者 様

所在地
名称
代表者

当校の次の部（科）に対し，通学定期乗車券の発行認定をされるよう次の書類を添付して，申請します。

部（科）名	
-------	--

※要領第2条第一号の通信制の課程を置く高等学校及び第二号の大学の通信による教育を行う学部については、発行認定申請を行う面接授業施設

名称	
所在地	

【添付書類】

- 1 監督庁の認可書の写し
- 2 学則またはこれに準ずるもの

（文書番号）
年 月 日
（認定番号）

通学定期乗車券発行認定書

様

仙台市交通事業管理者（氏名）

次の条件により、年 月 日から 年 月 日まで、通学定期乗車券の発行認定をします。

- 1 通学定期乗車券の発行認定料は、 とする。
- 2 通学定期乗車券使用者は、貴校学生（生徒）に限ること。
- 3 通学定期乗車券使用者に対し、通学証明書、学生証等必要な証明書類（以下、証明書類とする）を発行すること。
- 4 係員が証明書類の発行に関する書類その他関係書類の閲覧を求めたときは、いつでもこれを提示すること。
- 5 証明書類を不正に発行しないこと。
- 6 学校の所在地、名称、代表者、学則等申請内容に変更が生じた場合は、代表者は速やかに届け出ること。
- 7 今後新設した部（科）については、新たに通学定期乗車券の発行認定手続きを行なうこと。
- 8 前各号に違反したときは、認定を取り消すことがある。

様式第3号（第8条関係）

通学定期乗車券発行認定変更届

（あて先）
仙台市交通事業管理者

年 月 日

認定番号

住所

校名

代表者名

当校に対する認定内容に下記のとおり変更がありますので届出いたします。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容

（変更前）

（変更後）

3 変更理由

4 添付書類

5 その他

通学定期乗車券発行認定内容変更通知書

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

様

仙台市交通事業管理者 （氏名）

次のとおり認定内容を変更しましたことを通知いたします。

1 名 称

2 所 在 地

3 代表者氏名

4 認 定 番 号

（有効期間 月 日～ 年 月 日）

5 変 更 内 容

6 変 更 年 月 日